

権利者が取れる実務的措置一覧表

	日本	米国	ドイツ	フランス	中国
発信者情報の開示	非訟手続が新設されたが、仮処分、本案訴訟によることもできる	DMCA 文書提出命令 (Subpoena)、ディスカバリーによる	情報請求権に基づく請求による	証拠を得るためのレフェレによる	司法機関又は行政機関の調査によって提供を受ける
差止・削除請求	侵害情報送信防止措置の申出－発信者に対する同意照会－侵害情報送信防止措置 (情プラ法3条2項) による、他に、差止仮処分、差止請求の本案訴訟もあり得る	通知－削除 (Notice and Take Down、DMCA512条(c)項) による	電子通知－アクセス制限等の措置 (DSA16条) による		通知－必要措置 (民法典・電子商務法) 又は通知－削除 (情報ネットワーク配信権保護条例) による
損害賠償請求	訴訟による	訴訟による	訴訟による		訴訟による
代替的紛争解決手段	特定デジタルプラットフォームにつき苦情処理・紛争解決体制が整備される (特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律5条2項1へ、7条3項2号、9条1項2号)		オンラインプラットフォームにつき苦情処理体制 (DSA20条)、裁判外紛争解決制度 (DSA21条) が整備される		